



平成 28 年 3 月 29 日

各 位

会社名 松尾電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 常俊 清治  
(コード番号 6969 東証第2部)  
問合せ先 取締役執行役員総務経理部門長 網谷 嘉寛  
(TEL 06-6332-0871)

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、平成 26 年 6 月 24 日、公正取引委員会より、タンタル電解コンデンサの販売に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして立入検査を受け、その後引き続き行われた当局による調査に全面的に協力をしてまいりましたが、本日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社といたしましては、このたびの命令を厳粛かつ真摯に受け止めるとともに、コンプライアンスの一層の徹底と再発防止に取り組み、信頼回復に全力で努めてまいります。

本件につきましては、お取引先様、株主様並びに関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

当社は、タンタル電解コンデンサの販売に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反行為があったとして、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法遵守についての行動指針の改定及び周知を図ること、定期的な研修並びに監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

- ・納付すべき課徴金の金額：4 億 2,765 万円
- ・納付すべき期限：平成 28 年 10 月 31 日

#### 3. 役員報酬の返上について

本件の重大性を考慮し、経営陣として深い反省を込め、当社代表取締役社長及び取締役は、月額基準報酬の 40%から 20%を 1 ヶ月間自主的に返上することといたしました。

また、監査役からの申し出により、監査役におきましても、月額基準報酬の 10%を 1 ヶ月間自主的に返上することとなりました。

#### 4. 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令を厳粛に受け止め、その内容を精査した上、対応を慎重に検討してまいります。

#### 5. 業績に与える影響

平成 28 年 3 月期 第 4 四半期会計期間において、当該課徴金納付額を、特別損失として計上いたします。詳細につきましては、本日公表の開示資料「特別損失計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上